令和９年
４月から

茅ヶ崎市からの大切なお知らせです

製品プラスチックの分別収集を行います

資源物として「衣類・布類」と同じ日に収集します

何が変わるの？

これまで、燃やせないごみとして分別していたもののうち、**プラスチック素材のみでできた製品**について、新たに「製品プラスチック」の品目を設けて分別収集を行います。プラスチックを分別収集・再商品化することにより、ごみの減量化を図り、資源の有効利用と環境負荷の低減につなげます。

これまでの分別　　令和9年4月からの分別



対象となる「製品プラスチック」とは？

「製品プラスチック」は、**プラスチック素材のみ**でできている**５０cm以下**の製品を対象とします。

プラスチック素材のみ

プラマークの表示がない、
プラスチック素材のみでできた製品が対象です。

＋

５０cm以下

製品の一番長い辺が ５０cm以下のものが対象です。

（ご注意ください）ネジなどの金属やゴムパーツなどの異素材を含むものは対象外です。

「製品プラスチック」品目例

※ここに掲載しているものは代表例です。
条件を満たす製品は対象となります。


キッチン用具


食器


浴室用具


収納用具

「製品プラスチック」は**新しいプラスチック製品**に生まれ変わります。（プランターや物流パレットなど）



裏面もご確認ください

事業者の皆様へのお知らせ

規模の大小や営利目的の有無を問わず、あらゆる事業活動に伴って生じるプラスチックごみは産業廃棄物（廃プラスチック類）にあたります。
産業廃棄物は市では収集・処理することができません。事業系ごみの適正な処理をお願いします。

事業系ごみの出し方

「製品プラスチック」の出し方とお願い

① 透明の袋に入れる

中身が一目ではっきりと判別できる透明・半透明の袋に入れてください。





※コンビニ・スーパー等の**乳白色・白色の袋は使用不可**。

② 指定の収集日に出す

指定の収集日に**資源物の集積場所**へ出してください。



※**「衣類・布類」と同じ日(月１回)**に収集します。

お願い

植木鉢など、土などで汚れているものは、洗って汚れを落としてください。

同じ日に収集する「衣類・布類」とは**袋を分けてください。**
※集積場所では、**品目ごとに置き場所を分けて出してください。**

「製品プラスチック」として出せないもの

- プラスチック以外の素材（金属、ゴムなど）を含むもの
- シリコン製品
- 塩ビ管、塩ビ板
- アクリルケース、アクリルスタンド、アクリル水槽、アクリル板



➡ 燃やせないごみ

- ビニールでできた製品
- ゴムでできた製品



➡ 燃やせるごみ

- 50cmを超えるもの ➡ 品目により異なる

分別に迷ったときは、ごみ分別辞典**「ごみサク」**で検索してください。

ごみサク

※製品プラスチックは令和９年４月から

⚠ 絶対に入れないでください！

リチウムイオン電池等の充電式電池は発火・火災の原因になります。

充電式電池は、電器店やスーパーなどのリサイクル協力店にある充電式電池リサイクルボックスへ



※充電式電池リサイクルボックスで回収できないものについては、資源循環課または環境事業センターの窓口にお持ち込みください。

よくある質問（ＦＡＱ）

Q プラマーク プラ の表示があるものは？

A これまでどおり「プラスチック製容器包装類」として出してください。

「製品プラスチック」とプラマークの表示がある「プラスチック製容器包装類」はリサイクル方法が異なるため、一緒に出すことはできません。
※「プラスチック製容器包装類」は、**令和９年度より名称を「容器包装プラスチック」に変更**します。

Q 金属やゴムが取り外せるプラスチック製品は？

A 取り外して「製品プラスチック」として出すことができます。

簡単に取り外せないものは無理に分解せず、「燃やせないごみ」または「大型ごみ」として出してください（品目により異なります）。

「製品プラスチック」の分別収集について、詳しくは市ホームページをご覧ください。
プラスチックリサイクルへのご理解とご協力をお願いします。

事業について

問い合わせ先　茅ヶ崎市環境部　資源循環課
TEL　0467-81-7178　MAIL　shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp